別紙

①

届出保育施設

指導監督基準自己点検表

１日に保育する乳幼児が６人以上の施設用

記入日：

施設名：

【記入上の注意】

運営状況報告書と齟齬のないように、作成して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価（指　摘）事　項 |  点　検　結　果 |
|  第１　保育に従事する者の数及び資格 | **（１）保育に従事する者の数**乳児おおむね3人につき1人以上幼児・１,２歳児おおむね6人につき1人以上・３歳児おおむね20人につき１人以上・４歳児以上　おおむねね30人につき１人以上 ※以下､乳児､幼児を総称する場合は､｢乳幼児｣とする｡〔考え方〕　ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で除して常勤職員数とみなす）して上記の人数を確保すること。 | 　保育従事者の必要数の算出　ａ　調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。(以下「基礎乳幼児数｣という。)　b　時間預かり(一時預かり)がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）　ｃ 常時､保育に従事する者が、複数配置されるものであること。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き､常時､２人以上の保育に従事する者を配置すること。　※ １日に保育する乳幼児の数が６人以上１９人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が１人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することによりcを適用しないことができる。 ☆必要数の算出は年齢別に小数点１桁（小数点２桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点１桁）を四捨五入する。 | **・　主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育従事者が不足している。** | （評価事項に記載のような状況は見られないか）不足している・不足していない |
| **・　主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育従事者が不足している。** | 不足している・不足していない |
| **・　契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が１人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除く。** | １人勤務の時間帯がある・１人勤務の時間帯がない |
| **（２）保育に従事する者の****有資格者の数**〔考え方〕　ここでいう有資格者は､保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう｡ | 　有資格者の数が保育従事者の必要数の３分の１以上いるか。　a　月極契約乳幼児数に対する有資格者の数　ｂ 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※有資格者の算出に当たっては、小数点１桁を四捨五入**▶常時、有資格者が最低1名配置されていることが望ましい。****▶主たる時間外において、従事者が1人の場合、その者は有資格者であるか** | **・　月極契約乳幼児数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。** | 不足している・不足していない |
| ・　**総乳幼児数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。****・　有資格者を配置していない時間帯がある** | 不足している・不足していない常時配置している・常時は配置していない |
|  | **（３）国家戦略特別区域内における指導基準第１の調査内容（２）に係る特例** | 　ａ　過去３年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 | **・　過去３年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人である。** | 該当する・該当しない（※該当しない場合は、以下のｂ、ｃは点検不要） |
| 　ｂ　外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。 | **・　外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。** | 配置している・配置していない |
| ｃ　保育士の資格を有する者を１人以上配置しているか。 | **・　保育士の資格を有する者を１人以上配置していない。** | 配置している・配置していない |
|  | **（４）保育士の名称** | 　ａ　保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 |  **・　保育士でない者に保育士、保母、保父等の名称を使用するなど、左記事項に違反している。** | 違反している・違反していない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |
| 第２　保育室等の構造設備及び面積 | **（１）保育室の面積**〔考え方〕保育室面積；　当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積｡調理室や便所､浴室等は含まない。 | 　保育室の面積は、おおむね入所乳幼児１人当たり１．６５㎡以上確保されているか。　ａ　月極契約乳幼児数についての１人当たりの面積 | **・　不足している。** | 不足している・不足していない |
| 　ｂ　総乳幼児数についての１人当たりの面積 | **・　不足している。** | 不足している・不足していない |
| **（２）調理室（調理設備を含む。以下同じ。）の有無**〔考え方〕　給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱､保存､配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。 |  ａ　調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか｡又は､施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 | **・　調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）がない。** | 調理室なし・調理室あり |
| **・　調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。**「調理機能」のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。 | 区画されていない・区画されている |
| **・　区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。** | 運用面の問題あり・運用面の問題なし |
| **・　衛生的な状態が保たれていない。****(例)清掃がなされていない。** | 保たれていない・保たれている |
| **（３）おおむね１歳未満児とその他の児童の保育場所とが区画されかつ安全性が確保** | 　ａ おおむね１歳未満児の保育を行う場所とその他の児童の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。 | **・　区画されていない。（保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。）** | 区画されていない・区画されている |
| **・　区画が不十分（ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。）** | 区画が不十分・区画が十分 |
|  | **（４）保育室の採光及び換****気の確保、安全性の確保** | 　ａ 採光が確保されているか。 | **・　窓等採光に有効な開口部がない。**建築基準法第28条第１項及び同法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の５分の１以上であることが望ましい。 | 有効な開口部がない・有効な開口部がある |  |
| 　ｂ　換気が確保されているか。 | **・　窓等換気に有効な開口部がない。**建築基準法第28条第２項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の２０分の１以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 | 有効な開口部がない・有効な開口部がある |
| 　ｃ　乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | **・　同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることがある。** | 寝かせることがある・寝かせることがない |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **（５）便所**　ａ　便所の手洗設備　　　便所と保育室及び調理室との区画　　　便所の安全な使用の確保 | （ａ）便所用の手洗設備が設けられているだけでなく､衛生的に管理されているか。（ｂ）便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。（ｃ）便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 | **・　便所用の手洗設備が設けられていない。** | 設けられてない・設けられている |  |
| **・　手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。）** | 不衛生・清　潔 |
| **・　便所が、保育室及び調理室と区画されていない。** | 区画されていない・区画されている |
| **・　便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）** | 不衛生・清　潔 |
|  ｂ　便器の数 | 　便器の数が、おおむね幼児２０人につき１以上であること。 | **・　基準より便器の数が大きく不足している**※　特に支障がない場合、便所が、同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | 不足している・足りている |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
| 第３　非常災害に対する措置 | **（１）**　ａ　消火用具の設置 | （ａ）消火用具が設置されているか。 | **・　消火用具がない** | な　い ・ あ　る |
| **・　消火用具の機能失効。** | 失　効している・有　効である |
| （ｂ）職員が消火用具の設置場所及 　びその使用方法を知っているか｡ | **・　消火用具の設置場所等につき****周知されていない。** | 周知されていない・周知されている |
| 　ｂ　非常口の設置 | 　非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ ２階以上の施設については、指導基準４により評価を行うものとする。 | **・　保育室を１階に設けている****が、適切な退避用経路がない。** | 退避用経路がない・退避用経路がある |
| **（２）**　ａ　非常災害に対する具体　　的計画（消防計画）の策　　定 | （ａ）具体的計画＝消防計画が適正　　に作成され届出が行われている　　か。 ※ 消防法上３０人以上の施設に　　ついては、作成及び届出の義務　　がある。３０人未満の施設であ　　っても、乳幼児の安全確保の観　　点から届出が望ましい。　※　消防計画の内容に変更の必要　　がある場合は、変更届の提出を　　行うものとする。 | **・　３０人以上の施設につき、具****体的計画（消防計画）を作成、****届出をしていない。** | 作成・届出していない・作成・届出している |
| （ｂ）防火管理者の選任、届出が行　　われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の　 児童福祉施設とみなされるため､ 30人以上の施設は、防火管理者 の選任、届出を行わなければなら　ない。30人未満の施設であっても　乳幼児の安全確保の観点から、届　出を行うことが望ましい。 | **・　３０人以上の施設であって選****任、届出をしていない** | 選任・届出していない・選任・届出している |
| 　ｂ　避難消火等の訓練の　毎月１回以上の実施 | （ａ）訓練は毎月定期的に行われて　　いるか。 ※　訓練内容は、消火活動、通報　　連絡及び避難誘導等の実地訓練　　を原則とする。 | **・　訓練が１年以内に１回も実施** **されていない。** | 実施していない・実施している |
| **・　訓練がおおむね毎月実施され****ている状況にない。** | 実施していない・実施している |
|  |  | （ｂ）緊急時の対応等が定められているか | **・　緊急時の対応や職員の役割分担、保護者との連絡体制や引き渡し方法を定めていない。** | 定めていない・定めている |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
| 第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件 | （１）保育室が２階の場合　の条件 | 　ａ　保育室その他乳幼児が出入り　　し又は通行する場所に、乳幼児　　の転落事故を防止する設備を備　　えているか。 | **・転落防止設備がない。** | 設備がない・設備がある |
| 　ｂ　耐火建築物若しくは準耐火建　　築物又は乳幼児の避難に適した　　構造の施設若しくは設備のいず　　れかを満たしているか。 なお、保育室を２階に設ける　　建物が右記イ又はロのいずれも　　満たさない場合においては、指　　導基準３に規定する設備の設置(注)及び訓練の実施に特に留意する　　こと。(注)「指導基準第３に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則２階にあるかどうかで判断をすること。 ※　保育室等の室内面の材質確認　　は、外観では判別が難しいので、　　建築図面等で確認すること。 | **・下記のイ又はロのいずれも満た****しておらず､かつ､指導基準３に** 　いずれも満たしていない**規定する設備の設置及び訓練の** 　→基準３の設備設置及び**実施がなされていない。** 　訓練もなされていないイ　建築基準法第２条第９号の 　 　　 ・　２に規定する耐火建築物又は 　　基準３の設備設置及び　建築基準法第２条第９号の３ 　　訓練もなされている　に規定する準耐火建築物（同　号ロに該当するものを除く。） 　　　　・ であること。 　　いずれも満たしているロ　下表に掲げる（い）欄及び （ろ）欄に掲げる施設又は設備がれぞれ1以上設けられている。 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  |  (い) |  ①　屋内階段 ②　屋外階段 |  |
|  (ろ) |  ①建築基準法施行令第１２３条第１項に規定す 　る構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定す　る構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐 　火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段 |
|  |
| **（２）保育室が３階の場合****の条件** | 　ａ　耐火建築物であるか。 | **・　建築基準法第２条第９号の２****に規定する耐火建築物でない。****（準耐火建築物は不可）** | 耐火建築物でない・耐火建築物である |
| 　ｂ 保育室の各部分から歩行距離　　30ｍ以内に乳幼児の避難に適し　　た構造の施設又は設備がある　　か。 | **以下の（い）（ろ）に掲げる施設又は設備が、それぞれ１以上設けられていない。****（い）**①　建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は第３項に規定する構造の屋内特別避難階段②　屋外階段**（ろ）**①　建築基準法施行令第１２３　　条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段　②　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備　③　屋外階段 | な　い・あ　る　 |
|  |  |  |  |
| 　ｃ 調理室は床及び壁が耐火構造　　で戸が防火戸であるか。※　ダンパー：ボイラーなどの煙道 や空調装置の空気通路に設けて、　煙の排出量、空気の流量を調節す　るための装置のこと。 | **・　以下に掲げる施設又は設備の****うち該当するものが一つもない。**　①　保育施設の調理室以外の部　　分と調理室を建築基準法第２　　条第７号に規定する耐火構造　　の床若しくは壁又は建築基準　　法施行令第112条第１項に規　　定する特定防火設備で区画　　し、換気、暖房又は冷房の設　　備の風道が、当該床若しくは　　壁を貫通する部分又はこれに　　近接する部分に防火上有効に　　ダンパーが設けられている。　②　調理室にスプリンクラー設　　備その他これに類するもので　　自動式のものが設けられてい　　る。　③　調理室において調理用器具　　の種類に応じ有効な自動消火　　装置が設けられ、かつ、当該　　調理室の外部への延焼を防止　　するために必要な措置が講じ 　　られている。 | な　い・あ　る |
| 　ｄ 保育施設の壁及び天井の室内　　に面する部分の仕上げを不燃材　　料でしているか。 | **・　左記ｄを満たしていない。** | 満たしていない・満たしている |
| 　ｅ 保育室その他乳幼児が出入り　　し、又は通行する場所に、乳幼　　児の転落事故を防止する設備が　　設けられているか。 | **・　転落防止設備がない。** | な　い　・　あ　る |
| **・　転落防止設備が活用されてい****ない等運用面で注意を要する事****項がある。** | あ　る　・　な　い |
|  |  | 　ｆ 非常警報器具又は非常警報設　 備及び消防機関への通報設備（電　 話で可）があるか。※　非常警報器具：警鐘、携帯用拡　声器、手動式サイレン等のこと。※　非常警報設備：非常ベル、自動　式サイレン、放送設備等のこと。 | **・　左記ｆを満たしていない**。 | 満たしていない・満たしている |
| 　ｇ カーテン、敷物等で可燃性の　　ものについて防炎処理されてい　　るか。 | **・　左記ｇを満たしていない。**（防炎物品の表示にも努めること） | 満たしていない・満たしている |
| **（３）保育室が４階以上の****場合の条件** | 　ａ　耐火建築物であるか。 | **・　建築基準法第２条第９号の２****に規定する耐火建築物でない。****（準耐火建築物は不可）** | 耐火建築物でない・耐火建築物である |
| 　ｂ 保育室の各部分から歩行距離　　30ｍ以内に乳幼児の避難に適し　　た構造の施設又は設備があるか | **・　以下の（い）（ろ）に掲げる施設又は設備が、それぞれ１以上設けられていない。****（い）**①　建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段②　建築基準法施行令第１２３条第２項に規定する構造の屋外避難階段**（ろ）**①　建築基準法施行令第１２３　　条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。）　②　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の傾斜路　③　建築基準法施行令第１２３条第２項に規定する構造の屋外避難階段  | な　い・あ　る |
| 　ｃ 調理室は床及び壁が耐火構造　　で戸が防火戸であるか。※　ダンパー：ボイラーなどの煙道 や空調装置の空気通路に設けて、　煙の排出量、空気の流量を調節す　るための装置のこと。 | **・　以下に掲げる施設又は設備の****うち該当するものが一つもない｡**　①　保育施設の調理室以外の部　　分と調理室を建築基準法第２　　条第７号に規定する耐火構造　　の床若しくは壁又は建築基準　　法施行令第112条第１項に規　　定する特定防火設備で区画し　　換気、暖房又は冷房の設備の　　風道が、当該床若しくは壁を　　貫通する部分又はこれに近接　　する部分に防火上有効にダン　　パーが設けられている。　②　調理室にスプリンクラー設　　備その他これに類するもので　　自動式のものが設けられてい　　る。 ③　調理室において調理用器具 　の種類に応じ有効な自動消火 　装置が設けられ、かつ、当該 　調理室の外部への延焼を防止 　するために必要な措置が講じ 　られている。 | な　い・あ　る |
|  |  | 　ｄ 保育施設の壁及び天井の室内　　に面する部分の仕上げを不燃材　　料でしているか。 | **・　左記ｄを満たしていない。** | 満たしていない・満たしている |  |
|  |  | 　ｅ 保育室その他乳幼児が出入り　　し、又は通行する場所に、乳幼　　児の転落事故を防止する設備が　　設けられているか。 | **・　転落防止設備がない。** | な　い　・　あ　る |  |
| **・　転落防止設備が活用されてい****ない等運用面で注意を要する事****項がある。** | あ　る　・　な　い |
|  |  | 　ｆ 非常警報器具又は非常警報設　 備及び消防機関への通報設備（電　 話で可）があるか。※　非常警報器具：警鐘、携帯用拡　声器、手動式サイレン等のこと。※　非常警報設備：非常ベル、自動　式サイレン、放送設備等のこと。 | **・　左記ｆを満たしていない**。 | 満たしていない・満たしている |  |
|  |  | 　ｇ カーテン、敷物等で可燃性の　　ものについて防炎処理されてい　　るか。 | **・　左記ｇを満たしていない。**（防炎物品の表示にも努めること） | 満たしていない・満たしている |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
|  第５　保育内容 | **（１）保育の内容**※　保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。※　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 | （ａ）　乳児が安全で生活な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 |  |  |
| ・　カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 | **・　デイリープログラム等が作成されていない。** | 作成している・作成していない |
| 　・　必要に応じ入所乳幼児に入浴又は清拭をし、心身の生活が保たれているか。 | **・　汚れたときの処置が不適当** | 適当・不適当 |
| 　・　沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 | **・　屋外遊戯の機会が適切に確保されていない（幼児）****・　外気浴の機会が適切に確保されていない（乳児）** | 確保されている・確保されていない |
| 　・　外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 |
| （ｂ）　漫然と乳幼児にテレビを見続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | **・　テレビやビデオを見せ続けている。** | 見せ続けている・見せ続けていない |
| **・　一人一人の乳幼児に対してきめ細かく、かつ、相互応答的に関わっていない** | 関わっている・関わっていない |
| （ｃ）　必要な遊具、保育用品等が備えられているか※　テレビは含まない。 | **・　遊具がない** | ない・ある |
| **・　遊具につき、改善を要する点がある。****（年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等）** | ある・ない |
| **大型遊具を備えるにあって****は、その安全性（固定状況等）****に問題がある。** | ある・ない |
| **（２）保育従事者の保育姿****勢等**ａ　保育従事者の人間性と　専門性の向上 | （ａ）乳幼児の最善の利益を考慮し、　　保育サービスを提供する者とし　　て、適切な姿勢であること。特　　に、施設の運営管理の任にあた　　る施設長については、その職責　　に鑑み、資質の向上、適格性の　　確保が求められること。（ｂ）保育所保育指針を理解させる　　機会を設けるなど、保育従事者　　の人間性と専門性の向上を図る　　よう努めているか。 | **・　施設内研修等の機会を設け****るなど、保育従事者の質の向****上に努めていない。** | 努めていない・努めている |
| ｂ　乳幼児の人権に対する　十分な配慮 | 　乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | **・　配慮に欠けている。**(例)しつけと称するか否かを問　わず乳幼児に身体的苦痛を与　えている。　　いわゆるネグレクトや差別　的処遇が見られる。 等 | 欠けている・配慮している |
| ｃ 児童相談所等の専門的　機関との連携 | 　入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。　※　虐待が疑われる場合だけでな　　く、心身の発達に遅れが見られ　　る場合、社会的援助が必要な家　　庭状況である場合等においても、　　専門的機関に対し適切な連絡に　　努めること。 | **・　虐待等不適切な養育が疑わ****れる場合に専門的機関への通****告等が行われていない。** | 通告等が行われてない・通告等が行われている |
| **（３）保護者との連絡等**ａ　保護者との密接な連絡　を取り、その意向を考慮　した保育の実施ｂ　保護者との緊急時の連　絡体制 | 　連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | **・　可能な限り、保護者と密接****な連絡を取ることを心がけて****いない。** | 心がけていない・心がけている |
|  |
| 　緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※　消防署、病院等の連絡先一覧　表等も併せて整備すること。 | **・　保護者の緊急連絡表が整備****されていない。** | 整備されていない・整備されている |
| ｃ　保育室の見学 | 　保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応す | **・　保護者等からの要望があっ****た場合に、乳幼児の安全確保、****保育の実施等に支障のない範****囲であっても、これらの要望****に適切に対応していない。** | 対応していない・対応している |
|  |  |  | ること。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
|
|
|  ６　給食 | **（１）衛生管理の状況**ａ　調理室、調理、配膳、　食器等の適切な衛生管理 | （ａ）食器や哺乳ビン及びふきん、　　まな板、なべ等について、よく洗い、十分に殺菌しているか。 | * **殺菌等を実施していない。**
 | 実施していない・実施している |
| （ｂ）調理室が清潔に保たれている　　か。（ｃ）調理方法が衛生的であるか。（ｄ）配膳が衛生的であること。 | **・　汚れている。残飯等が放置****されている。** | 放置されている・放置されていない |
| **・　不適切な事項がある。** | 不適切な事項がある　・　不適切な事項がない |
| （ｅ）食事時、食器類や哺乳ビンは、　　乳幼児や保育従事者の間で共用　　されていないか。 | **・　（十分な消毒がなされずに）** **共用されることがある。** | あ　る　・　な　い |
| （ｆ）食品の保存（持参による弁当、　　仕出し弁当、離乳食も含む）に　　ついて腐敗、変質しないよう冷凍・冷蔵設備を利用する等適当な措置を講じているか。 | **・　冷蔵庫がない｡その他､食品****の保存に関し、不適切な事項****がある。** | 不適切な事項はある・不適切な事項はない |
| **（２）食事内容等の状況**ａ　乳幼児の年齢や発達、　健康状態（アレルギー疾　患等を含む。）等に配慮し　た食事内容 | （ａ）乳児の食事を幼児の食事と区　　別して実施しているか。（ｂ）健康状態（アレルギー疾患等を　　含む。）等に配慮した食事内容か。 | **・　配慮されていない。** | 配慮していない・配慮している |
| 〔市販の弁当等の場合〕（ｃ）乳幼児に適した内容であるか。 | **・　配慮されていない。** | 配慮していない・配慮している行われていない・行われている |
|  |
| （ｄ）乳児にミルクを与えた場合は、　ゲップをさせるなどの授乳後の処　置が行われているか｡また､離乳食　摂取後の乳児についても食事後の　状況に注意が払われているか。 | **・　乳児に対する配慮が適切に****行われていない。** | 行われていない・行われている |
|  | （ｅ）アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、適切な対応をしているか。 | **・　医師の診断・指示を受けて****いない。** | 受けていない・受けている |
| 　ｂ 献立に従った調理 | （ａ）食事摂取基準、乳幼児の嗜好を　　踏まえ変化のある献立により、　　一定期間の献立表を作成し、こ　　の献立に基づき調理がされてい　　るか。 | **・　献立が作成されていない。** | 作成されていない・作成されている |
| **・　献立に従った調理が適切に****行われていないことがある。** | あ　る・な　い |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
|  | 第７　健康管理・安全確保 | **（１）乳幼児の健康状態の****観察**　登園、降園の際、乳幼児　一人一人の健康状態の観　察 | ａ　登園の際、健康状態の観察及び、　保護者からの乳幼児の報告を受け　ているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表　　情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | **・　十分な観察が行われていな****い。****・　保護者から報告（連絡帳を****活用することを含む。）を受け****ていない。** | 行っていない・行っている |  |
| 受けていない・受けている |
| ｂ　降園の際、登園時と同様の健康　状態の観察が行われているか。 保　護者へ乳幼児の状態を報告してい　るか。 | **・　十分な観察が行われていな****い。****・　注意が必要である場合にお****いて保護者等にその旨を報告****していない。** | していない・している |
| していない・している |
|  |  |  |  |  |  |
| **（２）乳幼児の発育チェッ****ク** | a　身長や体重の測定など、基本的な　発育チェックを毎月定期的に行っ　ているか。 | **・　基本的な発育チェックを全****く行っていない。****・　基本的な発育チェックを毎****月行っていない。** | 行っていない・行っている |  |
| 行っていない・行っている |
| **（３）乳幼児の健康診断** 継続して保育している乳幼児の健康診断を利用開始時及び１年に２回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 | ａ　乳幼児の健康状態の確認のため、　利用開始時の健康診断はなるべく利用開始前に実施し､未実施の場合は利用開始後直ちに行っているか。 | **・　利用開始時に実施されていない。**　　ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより利用開始時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 | 実施されていない・実施されている |
| ｂ １年に２回の健康診断が実施さ　れているか｡(概ね6か月毎に実施) ※　施設において直接実施できな　　い場合は、保護者から健康診断　　書又は母子健康手帳の写しの提　　出を受けること。 | **・　全く実施していない。** | していない・している |
| **・　１年に１回しか実施してい****ない** | していない・している |
| **・　健康診断の内容が不十分又****は記録に不備がある。** | 不　備　・　整　備 |
| ｃ 入所後の乳幼児の体質、かかり　つけ医の確認、緊急時に備えた保　育施設付近の病院関係の一覧を作　成し、全ての保育従事者への周知　が行われているか。 | **・　緊急時に備えた保育所付近****の病院関係の一覧が未作成** | 未作成　・　作　成 |
| **・　職員への周知状況の不徹底****等対応が不十分。** | 不十分　・　十　分 |
| **（４）職員の健康診断** | ａ 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び１　年に１回実施しているか。 | **・　実施されていない。** | していない・している |
| ｂ 調理に携わる職員には、おおむ　ね月１回検便を実施すること。 | **・　実施されていない。** | していない・している |
| **・　おおむね月１回の検便が実****施されている状況にない。** | 回数不足・適正実施 |
| **（５）医薬品等の整備** | ａ 必要な医薬品その他の医療品が　備えられているか。 ※　最低必要なもの；体温計、水　　　まくら、消毒薬、絆創膏類等 | **・　左記の最低必要な医薬品、****医療品がない。** | な　い　・　あ　る |
| **（６）感染症への対応** | ａ 感染症にかかっていることがわ　かった乳幼児及び感染症の疑いが　ある乳幼児については、かかりつ　け医の指示に従うよう保護者に指　示しているか。 | **・　対応が適切ではない。** | 不適切・適　切 |
| ｂ 感染症罹患後の再登園の判断について、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面等の提出など、医師の判断であることを保護者から確認し、その記録を残しているか。 | **・　治癒の判断をもっぱら保護者　に委ねており、医師の判断であ　る旨を確認していない、または　その記録を残していない。** | 委ねている・委ねていない（記録していない）・　委ねていない（記録している） |
| ｃ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハ　ンカチなどは、一人一人のものを　準備すること。 | **・　洗浄、洗濯等を行わないま****ま共用している。** | 共用している・共用していない |
| **（７）乳幼児突然死症候群****のに対する注意** | ａ 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状　態をきめ細かく観察すること。 | **・　乳児室に職員が在室してい****ないなど、予防への配慮がな****い**。 | 配慮がない・配慮している |
| ｂ 乳児を寝かせる場合には、仰向け　に寝かせること。　※　窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を進められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 | **・　乳幼児突然死症候群の予防****への配慮が不足している。** | 不　足・適　切 |
| ｃ 保育室では禁煙を厳守すること。 | **・　保育室内で喫煙している。** | している・していない |
| **（８）安全確保** | ａ　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育の実施を行うこと。 | **・　安全計画が策定されていない。****・　保育室だけでなく、乳幼児****の出入りする場所には危険物****防止に対する十分な配慮がさ****れていない。** | 策定している・策定されていない配慮していない・配慮している |
| ｂ　職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 | **・　職員に対し、安全計画について****周知されていない。****・　安全計画に定める研修及び訓****練が定期的に実施されていない。** | 周知している・周知していない実施している・実施していない |
| ｃ　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | **・　保護者に対し、安全計画に基づ****く取組の内容等について周知****されていない。** | 周知している・周知していない |
| ｄ　事故防止の観点から、その施設　内の危険な場所、設備等に対して　適切な安全管理を図ること。 | **・　施設内の危険な場所、設備****等への囲障の設置がない。** | な　い　・　あ　る |
| ｅ　プール活動や水遊びを行う場合、監視体制に空白を生じさせないこと。 | **・　役割分担（監視者・指導者）を明確にしていない。*** **複数配置していない。**
 | 明確にしていない・明確にしている複数配置していない・複数配置している |
| ｆ　食事は窒息のリスクとなるものを除去すること。食物アレルギーのある子には、生活管理指導表等に基づき対応すること。 | **・　児童の食事に関する情報を把握していない。** | 把握していない・把握している |
| ｇ　窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないこと | **・　保育室内および園庭内の点検が行われていない。** | 点検していない・点検している |
| ｈ　不審者の立入防止などの対策や　緊急時における乳幼児の安全を確　保する体制を整備すること。 | **・　囲障はあるが、施錠等が不****十分。** | 不十分　・　適　切 |
| ｉ　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。 | **・　点呼その他の児童の所在を確****実に把握することができる方法****により、児童の所在が確認され****ていない。** | 確認している・確認していない・事案なし |
| ｊ　児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものそのほか利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の社内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。 | **・　当該自動車にブザーその他の社内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。****・　児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。** | 備えている・備えていない用いている・用いていない |
| k　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。 | **・　定期的な訓練が実施されていない。** | していない・している |
|  |  | l　賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。 | **・　賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。** | 未加入　・　加　入 |  |
|  |  | m　事故発生時には速やかに当該事実を市に報告すること。 | **・　「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。** | していない・している・事案なし |  |
|  |  | n　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | **・　事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。** | 記録していない・記録している・事案なし |  |
|  |  | o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | **・　死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が取られていない。** | とっていない・とっている・事案なし |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
| 第８　利用者への情報提供 | **（１）施設及びサービスに****関する内容の掲示** | 　以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。ａ　設置者の氏名又は名称及び管理　者の氏名ｂ　建物、その他設備の規模及び構　造ｃ　施設の名称及び所在地ｄ　事業を開始した年月日ｅ　開所している時間ｆ　提供するサービスの内容及び当　該サービスの提供につき利用者が　支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更の内直近のものの内容及びその理由ｇ　入所定員ｈ　保育士その他の職員の配置数又　はその予定ｉ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額ｊ　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容ｋ　緊急時等における対応方法ｌ　非常災害対策ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項ｎ　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） | **・　全く掲示されていない。** | 掲示していない・掲示している |  |
| **・　左記ａ～ｎの事項につき、****掲示内容又は掲示の仕方が不****十分。** | 不十分・適　切 |
| **・　「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。** | 掲載していない・掲載している |
| **・　「ここdeサーチ」に左記ａ～ｎの事項につき、掲載内容又は掲載の仕方が不十分。** | 不十分・適　切 |
| **（２）サービス利用者に対****する契約内容の書面に****よる交付** |  以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。ａ　設置者の氏名又は名称及び施設　の管理者の氏名ｂ 当該サービスの提供につき利用　者が支払うべき額に関する事項ｃ　施設の名称及び所在地ｄ　施設の管理者の氏名及び住所ｅ　当該利用者に対し提供するサー　ビスの内容ｆ　保育する乳幼児に関して契約し　ている保険の種類、保険事故及び　保険金額ｇ　提携する医療機関の名称、所在　地及び提携内容ｈ　利用者からの苦情を受け付ける　担当職員の氏名及び連絡先 | **・　書面等により交付されていな****い。** | 交付していない・交付している |
| **・　左記ａ～ｈの事項につき、****交付内容が不十分。** | 不十分・適　切 |
| **（３）サービスの利用予定****者から申し込みがあっ****た場合の契約内容等の****説明** | ａ　当該サービスを利用するための　契約の内容及びその履行に関する　事項について、適切に説明が行わ　れているか。 | **・　説明が行われていない。** | 説明していない・説明している |
| **・　説明はされているが、内容****が不十分** | 不十分・適　切 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　導基　準 |  　調　査　事　項 |  　　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果 |  |
| 第９　備える帳簿等 | **（１）職員に関する書類等****の整備** | ａ　職員の氏名、連絡先、職員の資　格を証明する書類（写）、採用年月　日等が記載された帳簿 | **・　確認できる書類が備えられ****ていない。** | 備えていない・備えている |  |
| **・　整備内容が不十分** | 不十分・適　切 |
| ｂ　労働基準法等の他法令に基づき、　各事業場ごとに備え付けが義務付　けられている帳簿等があるか。　・労働者名簿（労働基準法第１０　　７条）　・賃金台帳（労働基準法第１０８　　条）　・雇入、解雇、災害補償、賃金そ　　の他労働関係に関する重要な書　　類の保存義務（労働基準法第１　　０９条） | **・　左記の帳簿等の整備状況が不****十分。** | 不十分・適　切 |
| **（２）在籍乳幼児に関する****書類等の整備** | ａ　在籍乳幼児及び保護者の氏名、　乳幼児の生年月日及び健康状態、　保護者の連絡先、乳幼児の在籍記　録並びに契約内容等が確認できる　書類があるか。 | **・　確認できる書類が備えられ****ていない。** | 備えていない・備えている |
| **・　整備内容が不十分** | 不十分・適　切 |